

令和2年度事業報告

【総論及び重点テーマの事業報告】

1. はじめに

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、多くの国民が健康や将来への不安を抱えることになった。経済状況も急速に悪化し、国民の所得と雇用に深刻な影響が生じた。本会においては、定時総会が通常どおりの開催が出来ず、支部総会への本会役員の参加も、その殆どが自粛になった。集合研修や市民公開講座等の事業は相次いで中止となり、相談事業も中止又は電話相談で対応する等多大な影響を受けた。これまでに経験のない事態に、理事会においても度々難しい判断を迫られることがあった。会事務局も勤務時間を短縮しての対応に切り替える等で、会員の皆様にも何かとご不便をかけたことと思われる。その一方で Web による会議や研修会の実施が定着しつつあり、その利便性からコロナ禍が落ち着いた後も一定程度活用されることになると思われる。今後の有効なワクチン接種や集団免疫の獲得に期待するところだが、引き続き感染症対策に努めながらの会務運営となることが予想される。

令和2年8月1日、「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」旨の改正司法書士法が施行された。法改正が実現したのは、長年にわたる司法書士会員の執務姿勢と、自然災害時の復興支援や空き家問題・所有者不明土地問題への対応、法教育の実施をとおした権利擁護に関する社会的活動への評価によるものである。この改正により、司法書士が「法律事務の専門家」として位置づけられ、最終的目標が「自由かつ公正な社会の形成に寄与する。」となった。本会では、「法改正を機に、使命規定が新設されたことの意義を強く自覚し、国民に最も身近な法律家、地域における最も身近な相談相手として、国民の皆様からの期待に応えられるよう研鑽に努め、国民の権利擁護、自由かつ公正な社会の形成に寄与する法律専門家としての使命を果たしていく。」とする会長声明を発し、権利擁護事業に積極的に対応するため、昨年5月から、新型コロナウイルス感染症に起因する問題を抱える方々に対し、電話による相談事業を実施した。また、9月には、国土交通省が示した方針に沿って、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難な入居希望者にとって、「住宅セーフティーネット」としての役割を果たすべく、

「公営住宅の入居保証の廃止を求める会長声明」を発した。那覇市において、市営住宅への入居の際に保証人を不要とする条例改正が令和3年度内に予定されているとの報道があり、今後、県及び他の市町村への拡がりを注視していきたい。

昨年度は、①高齢化社会への対応、②相続登記等への対応、③法律相談の充実、④部会・委員会活動の活性化、⑤会務運営の安定及び効率化を重要テーマとして掲げたが、コロナ禍による自粛により、会務活動に大きく影響が出た年度となつた。こうした中、会員の皆様のご協力のもと、「沖縄県司法書士相続相談センター」、「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を開設することが出来たこと、コロナ禍における会議の在り方、事務局の残業等の負担軽減に資する部会・委員会活動の基本方針の策定にご理解を頂いたことに深く感謝する。

以下、各事業の執行状況について報告する。

2. 重要テーマ

(1) 高齢化社会への対応

司法書士はこれまで、相続登記の専門家として相続問題に関与してきた。高齢化社会が急速に進む中、相続登記のみならず、信託、財産管理、財産承継、事業承継業務を司法書士業務として推進していくことを重要テーマとしたが、コロナ禍の影響により具体的な事業実施には至らなかつた。次年度においても継続して、担当委員会を中心に、研修事業等を企画していく。

(2) 相続登記等への対応

所有者不明土地、相続登記未了土地への対応について、長期間相続登記が未了の土地について、相続登記を促すための作業を当会会員の中から受託団を結成し継続して対応した。

昨年7月から、法務局による自筆証書遺言書保管制度が開始し、法制審議会総会において採択された相続登記の義務化等、「相続」に関する法律や制度が大きく変わろうとする中、「沖縄県司法書士相続相談センター」を開設し、司法書士が相続の専門家であるとの広報を行つた。令和3年3月1日から、同センター登録会員への相談者の案内を開始したところ、案内開始1か月間で95件の問い合わせがあり、登録会員の事務所に相談者を案内した。

(3) 法律相談の充実

本会では、これまで、法律相談の充実を重要テーマとして掲げ、相談事業を拡充してきた。昨年度は、コロナ禍の影響を受け、面談による相談を一時中止することもあったが、相談日枠を増やし、電話による相談に切り替える等で対応した。また、コロナ禍により、雇用や所得に不安を抱えている方々

を対象に、5月24日と6月7日の2回にわたり、電話による相談会を実施した。市町村や社会福祉協議会等の相談会については、本会と支部において、相談会実施の運営に関する協議を行った。

感染症対策を行い、「なは司法書士総合相談センター」にて、週2回、「やんばる司法書士総合相談センター」にて毎月1回、所属相談員による無料の法律相談を実施してきた。昨年度は、新たに「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を開設し、沖縄市とうるま市において毎月1回の無料相談を開始した。

(4) 部会・委員会活動の活性化

司法書士業務に関する法律や制度が大きく変わる中、最新情報を早めに収集分析し、会員研修、広報活動を推進していくには、専門の部会・委員会の役割がますます重要になる。そこで、部会・委員会の役割を明確に示し、部会・委員会としての活動方針、事業計画及び予算案を主体的に策定することで独立性、専門性を高め、継続的な活動を行いやすい環境作りを目指して、部会・委員会活動の活性化を重要テーマの一つとして掲げた。コロナ禍の影響により思うように活動できない部分もあったが、10月に部会・委員会合同会議を開催し、部会・委員会の開催方法や運営方法について協議を行い、11月に「部会・委員会の運営の申し合わせ事項」として取りまとめた。具体的な内容としては、会議を行うに際し、会館での集合会議かWeb会議かを各委員会で選択し、集合会議の際の会議時間、委員会開催日時のホームページ上の登録、会議招集の方法、会議資料等の作成及びペーパーレス化、ホームページ上の委員会資料の保管、旅費の支給方法等のルールを定めた。また、今後はWeb会議も併用して行われることから、本会でZoomアカウントを取得し、沖縄県司法書士会旅費規程の改正を行った。

(5) 会務運営の安定および効率化

会事務局の残業等の負担が懸案となっている中、事務局が会の発展のための重要な要であるとの認識を会員とともに改めて共有し、事務局の事務負担の軽減及び業務の効率化を図るために対策を行った。事務局職員との面談を実施して改善点の洗い出しを行った。書面送付会員へ働きかけメール登録を促進した。事務局の労働条件の改善に向けて社会保険労務士に依頼し、執務規程及び給与規程を改定し、育児・介護休業規程を新設した。残業への対応として、労働時間の管理、1年単位の変形労働時間制に関する協定届を行った。ネットバンキングを導入し業務の効率化を図った。また各部会・委員会との協議により、部会・委員会の開催方法、運営方法に関する申し合わせ事

項を策定し、Web会議の導入、スケジュール管理の簡略化、ペーパレス化を促進し事務局の負担軽減に向けた対応を行った。

【各部会及び委員会の事業報告】

総務部

前年度に立てた事業計画を基に検証する。

以下、見出しへ前年度の事業計画を記載している。

【総務全般】

1. 苦情・綱紀関係について

以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

(1) 苦情に関して適切かつ迅速に対応する。

本年度における苦情処理は14件(申出に至った件数11件、電話のみで終了した件数3件)であった。事務局だけで対応できない苦情は総務部において対応し、苦情の内容等を整理し、苦情申し立ての手続きの説明や苦情申立された案件に対しては、苦情対応担当、紛議調停に繋げるなど適切かつ迅速に対応した。

*なお、苦情とは、①申出人名②相手司法書士③内容の明らかであるものをいう。①②③のいずれかが明らかでない場合、元会員への苦情等は含めていない。

(2) 業務に関する紛議に関する調停の斡旋を行う。

本年度における紛議調停案件は2件(うち1件は調停成立、1件は不成立)であった。

(3) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。

コロナ禍において対面の倫理研修の実施は叶わなかつたが、相談事業部の協力を得て相続相談センター登録のため指定研修として倫理研修を一コマ指定することにより、履修促進を行つた。

(4) 日司連年次制研修会不参加・研修単位未達成の会員へ指導を行う。

本年度は、日司連年次研修が開催されなかった。また、本年度はコロナ禍の状況に鑑み、研修単位未達成の会員への直接の指導は行わなかった。なお、相続相談センター相談員の登録要件と関連させ、会員一般には、日司連研修ライブラリと e ラーニングを視聴する方法に対して周知を行った。

(5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。

- ア 使用方法について、日司連からの通知により周知した。
- イ 請求用紙の表紙に記載されている「取り扱い留意点」を確認してもらっている。
- ウ 規定の交付冊数以上の申込者には理由を記入してもらい、共済委員長から決裁にて交付している。

(6) 会則第 105 条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

会則第 105 条に基づく会長の指導案件はなかった。

2. 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

今年度は行わなかった。

【登録調査委員会】

新入会員へ倫理研修を実施する。

本年度は新人研修において「職務上請求の使用について」の研修を行った。

【非司排除委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者(以下、「非司法書士」という。)による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間ににおける業界問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

1. 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査への協力のみならず調査方法を検証し提言する。また、

非司調査結果による法務局の対応について協議する。

コロナ禍において調査実施はしておらず、協議できなかった。

2. 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査する。

日司連へ相続に関する特定の業者のオンライン広告について司法書士法及び景品表示法に違反すると思慮するか否か令和3年2月3日付け照会を行った。

なお、日司連からは、司法書士法に違反すると思慮するとして運営する業者に照会を行っている旨の回答があった。

- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し調査する。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかった。

- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば警告等を行う。

本年度、市民や会員からの情報提供はなかったので警告等も行っていない。

3. 業界問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

本年度、コロナ禍の状況において研修会の開催はできなかった。

【制度研究委員会】

1. 総会会議規則、相続相談センター設置規則、少額訴訟事件に対する報酬助成に関する実施要領、経済困窮者に対する法律支援事業実施にかかる費用の助成に関する実施要領が円滑に運用されるよう改善点があれば検討する。

- (1) 総会会議規則を一部改正する案を令和3年度総会に上程することが9月8日理事会承認された。
- (2) 相続相談センター運営要領を一部改正し、令和2年11月10日施行した。
- (3) 経済困窮者に対する法律支援事業実施にかかる費用の助成に関する実施

要領の一部を改正し、令和2年11月10日施行した。

2. その他規則等の改善の検討

- (1) 総合相談センター運営規程を一部改正し、令和2年6月2日施行した。
- (2) 以下の規程を一部改正し、令和2年8月5日施行した。
 - ア 旅費規程
 - イ 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程
 - ウ 沖縄県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程
 - エ 沖縄県司法書士会職印の届出及び証明等手続規程
 - オ 沖縄県司法書士会法人会員届出規程
 - カ 沖縄県司法書士会補助者証取扱規程(司法書士法及び土地家屋調査士法一部を改正する法律(令和元年法律第29号)附則第2条の規定による継続の届出に関する事務取扱要領制定)
- (3) 経理規程を制定し、令和2年9月8日施行した。
- (4) 沖縄県司法書士会業務賠償責任保険運用規程の一部を改正し、令和2年10月3日施行した。
- (5) 理事会運営における申し合わせ事項を作成し、令和2年10月6日施行した。
- (6) 以下の規程の一部を改正し、令和2年11月5日施行した。
 - ア 沖縄県司法書士会事務局執務規程一部改正
 - イ 沖縄県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程一部改正
 - ウ 部会・委員会運営の申し合わせ事項(新設)
 - エ 沖縄県司法書士会顕彰規程一部改正
- (7) 沖縄県司法書士会事務局執務規程の一部を改正し、令和3年4月1日施行した。
- (8) 沖縄県司法書士会事務職員給与規程の一部を改正し、令和3年4月1日施行した。
- (9) 沖縄県司法書士会事務職員育児・介護休業規程を制定し、令和3年4月1日施行した。

【会員の執務の指導・連絡に関する事項】

1. 支部長会の充実

- (1) 各支部の実情の把握に努め、本会と支部との一層の協調を図る。

令和2年8月28日(金)支部長会を開催し、コロナ禍における各支部が担

っている市町村等への定例相談会の中止等の判断については、本会が指針を示すが、最終的な判断は、各支部が責任をもって行うこととすることが確認された。

- (2) 本会から依頼を受け、又は各支部独自で派遣等を行っている行政等で設置する定例の司法書士相談における本会と支部との責任の分掌を明確化する。

8月28日(金)支部長会を開催し、実施責任の分掌について協議を行い、引き続き協議することが確認された。なお実施責任の分掌とは別に支部の相談会自体は定例となっている実態に鑑み、支部規則の「事業」に「登記・法律等相談業務の受任及び相談員の派遣に関する事項」を追加する改正を行つてほしい旨お願いをした。

2. 会員への情報提供

- (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

非メール会員は前年度31名(全会員数の約14%)から26名(約12%)に改善した(3月31日現在)

- (2) 研修資料や業務で活用できる資料等を、会員専用ホームページで情報提供する。

本年度も会員専用ホームページにおいて研修資料等を提供した。

3. 執務等の改善

会員から会に対する意見や要望が言いやすい環境をつくることにより、会の事業執行や会員の執務を改善していく。

事務局が対応した意見や要望を、役員が正確に把握するだけでなく、なるべく役員が対応することにより会員からの意見や要望を事業執行や会員の執務に反映し改善できるよう努めた。

【権利擁護】

1. 法テラスとの連携強化

- (1) 司法支援関連事業

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部と連携し、法テラスが実施する特定援助対象者法律相談援助事業に協力する。

今年度は実施しなかった。

(2) 民事法律扶助制度の活用

法テラスの法律扶助事業の充実のため、さらなる相談登録司法書士の登録増と利用促進を奨励する。

全国一斉司法書士法律扶助月間の中、法テラスとの民事法律扶助契約未締結の会員への締結促進、契約司法書士の事務所における民事法律扶助推進を9月会務情報紙にてお願いした。

(3) その他

ア 令和2年11月13日、法テラス地方事務所司法書士副所長会議(Web)が開催され、当会から法テラス沖縄地方事務所副所長である勝俣副会長が出席した。

イ 法テラス地方事務所から依頼を受け「日本司法支援センター沖縄地方事務所法律扶助」審査委員に会員を推薦した。

2. 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部への支援

後見業務は、司法書士制度を支える主要業務と位置づけ、要望や意見を踏まえ同支部への協力・支援を行う。

(1) 成年後見研修会を共催した。

(2) 例年9月に開催している相談会は、コロナ禍により実施しなかった。

(3) 家庭裁判所主催、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポート沖縄支部及び本会で構成する三士会が開催され、本会からは安里純弥相談事業部長を派遣した。

3. 権利擁護委員会等の協力を得て、新型コロナウイルス感染拡大に伴う相談会の実施、相談員の養成を行う。

(1) 権利擁護委員会、消費者委員会及び、青年の会の協力を得て、5月24日(日)、6月7日(日)午前11時から午後5時まで「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談会」を実施した。

- (2) 日司連「新型コロナウイルスに関する無料電話相談会」の6月5日から12月25日まで毎週金曜日午後2時から5時までの電話相談を担当した。
- (3) 相談員には、日司連の新型コロナウイルスに関する相談員養成のための資料及び沖縄に関する資料を作成して事前に読み込んでもらった。

【福利厚生及び共済関係】

1. 共済制度の検討

- (1) 共済会費の納入については、会員のご協力により、3月31日現在の期末共済基金は、約金2億3千万円である。第2会費(任意)納入会員数は、41名の18%である。
- (2) 貸付金は、会館特別貸付金6,508万円と共済貸付金355万円(利用者6名)の合計6,863万円となっている。

【会務運営の安定及び効率化】

1. 事務局の執務体制の見直し

事務局の労働時間の短縮、業務の効率化、執務規定等の労働条件、人員配置の適否、人事評価、給与規定、福利厚生等々について社労士への委託し、検証を進め関係規定等の改定を行った。ネットバンキングの利用により振込等における業務の効率化を図った。

2. IT技術の活用

IT技術等を利用して本会における理事会等を含めた事務運営についても効率化を図っていく。

(1) 会議のペーパーレス化

本会で行われる全ての会議について完全ペーパーレス化を推進する。

10月1日に各委員長合同会議を開催し、ペーパーレス化の要望を行い、11月10日に申し合わせ事項を作成した。

(2) 会議開始時間の見直し

本会の行われる全ての会議について会議開始時間の見直しを検討する。

10月1日に各委員長合同会議を開催し、会議開始時間の見直しの要望を行

い、11月10日に申し合わせ事項を作成した。

(3) Web会議の検討

本会で行われる会議の開催方法について、Web会議の利用を検討する。これに伴う会則及び会務旅費規程等の各規程の見直しを検討する。

本会においてZoomのアカウントを取得し、各委員会等に利用できるよう周知した。Web会議における旅費規程の見直しを行った。

(4) メール登録会員の要請

本年度も前年度と同様に事務局の負担の軽減を図るため書面送付会員へ働きかけてメール登録への要望を継続して行う。

メール未登録会員へ電話を入れ要望を行った。

【その他】

1. 政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート、青年会との協議、情報交換

3月5日(金)四者協議会を開催し、情報交換及び共催事業における手続き及び予算の明確化、重複した事業については一元化、今後の協力体制を築かなければならぬ事業の確認及び協議を行った。

2. 隣接職能団体及び関係機関団体と協調、連携する。

本年度は開催しなかった。

3. その他

- (1) コロナ禍における緊急事態宣言下の事務局の業務時間・窓口対応の時間帯の短縮、体制の見直し等を行い、会員へ周知した。
- (2) 宮古保健所から依頼を受け「宮古保健所感染症診査協議会」委員に会員を推薦した。
- (3) 中部保健所から依頼を受け「中部保健所感染症診査協議会」委員に会員を推薦した。
- (4) 令和2年11月30日、総会改革に関するブロック会別説明会(Web)が開催され、勝俣副会長と安里総務部長が出席した。

【権利擁護委員会】

1. 『多重債務事件処理の手引き』の改定

現在、第11章生活保護部分の改定作業を行っており、令和2年度九州ブロック新人研修が、令和3年7月に延期となっているため、本研修に間に合わせすべく、改訂作業を実施中である。また改定後、会員へも配布予定である。

2. 研修会の開催

コロナ禍の影響で、本年度は実施できなかった。

3. 第8回ピンクドット沖縄に参加・相談ブースの設置

コロナ禍の影響で、本年度は実施できなかった。

4. 沖縄県自殺対策会議への参加・意見交換

本年度はコロナ禍の影響で、書面開催となった。経済的困窮を理由とした自殺が増える可能性があるため、注視する必要がある。専門家と連携した相談会等を実施してはどうか、意見を述べた。

5. 経済的困窮者に対する法律支援事業の広報及び審査

本年度から実施された支援事業の活用を促すため、会員に向けた利用広報文を作成し、周知した。本年度支援事業を利用した会員は、2名で5件となっている。

6. その他

(1) 委員会の開催 令和2年12月14日(Zoom会議)1回

(2) 令和2年度「九州ブロック司法書士会協議会モデル事業」司法書士会員の職業倫理研修を補助するチューター養成講座(令和3年2月27日)を、権利擁護委員会の新城委員長が受講した。

経理部

経理部は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

1. 令和2年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。

令和2年度の一般会計及び特別会計の予算の執行を日々行い、各月の決算書を作成し、理事会で報告を行った。

2. 令和2年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。

第1号議案及び第3号議案のとおり令和2年度の一般会計及び特別会計の決済書類の作成を行った。

3. 令和3年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。

第11号議案及び第13号議案のとおり、一般会計及び特別会計の令和3年度の予算案作成を行った。

4. 経理部業務改善

- (1) 会員への情報伝達の迅速化及び事務処理費用の削減のため、更なるメール会員の増加に努める。

本年度末のメール会員数が198名(全会員数の約88%)、昨年度より7名増加した。

- (2) 経理事務処理の効率化を図るため外部専門家の活用等の検討を行う。

経理事務処理の効率化及び経費削減を図るため、外部専門家の活用等の検討を行い、社会保険労務士に委託することで執務時間・給与計算等の改善ができた。

- (3) 経理規程の見直しを行う。

本年度沖縄県司法書士会経理事務に関する暫定要領を廃止し新たに経理規程を作成。令和2年9月8日から施行した。

5. 財政基盤の強化

- (1) 会館建設借入金の返済及び修繕積立を着実に履行する。

本年度は会館建設借入金の返済を予算より金100万円増額して行った。又、修繕積立を確実に履行した。

(2) 会費自動振替会員の増加に努める。

本年度末の会費自動振替会員は 212 名であり、昨年度に比べ 2 名増加した。

(3) 経費削減を図るため経費全般についての見直しを行う。

ア 経費削減を図るため経費全般についての見直しを行った結果、本年度は会議資料等を紙印刷にかえホームページ掲載やメールでの提供により印刷費金 41,684 円を削減した。また、火災保険について来年度の見積を依頼したところ、本年度より 5 万円増額していたので、他社へ見積をさせて本年度と同じ金額で抑えることができた。

イ 事務局負担軽減のために導入したネットバンキング利用により、事務局の労力軽減に加え振込及び会費振替経費を金 40,722 円削減した。

6. その他

本年度は、コロナ禍において相談会等実施できなかった事業や定時総会等縮小された事業の影響を受け、事業費予算の執行率(61%)は大幅に減少したが、出来る限りの執行を行った。

企画部

1. 活動報告は、以下のとおりである。

(1) 業務推進について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集まって会議を開催する事が困難だったこともあり、満足に委員会及び研修会を開催することができていない。今後は、新型コロナウイルスの影響がある事を前提に、Web 会議等を利用した委員会等の開催について、ノウハウを蓄積していく必要がある。

(2) 委員会の活性化について

委員会の活性化として、①委員会としての活動方針、事業計画及び予算案の主体的な策定を行うこと。②会議における資料のペーパーレス化の推進③議事録・資料等のホームページ上での管理・保存④Web 会議の導入の検討の 4 つの項目を挙げたが、状況は次のとおりとなっている。

① 委員会としての活動方針、事業計画及び予算案の主体的な策定

各委員会に事業年度末に活動方針、事業計画及び予算案の策定を依頼しているところであるが、今後は、より事業計画等を意識した委員会運営を行つ

ていく必要があるものと考える。

- ② 会議における資料のペーパーレス化の推進
- ③ 議事録・資料等のホームページ上での管理・保存
- ④ Web 会議の導入の検討

②～④については、総務部・広報部・研修部と連携し Zoom を導入し、本会のホームページ上に各委員会の議事録等の資料保管スペースを作成したこと、Web 会議及びクラウド的な資料のやり取りが可能となっている。また、これに伴い、各委員長合同会議を開催し、委員会運営の基本的なルールも策定している。

(3) その他

今後は、委員会・研修の開催を Web 会議型、集合型と区分けするのではなく、参加希望の人は参加し、参加を避けたい人は Web 会議を利用するといったハイブリッド型をスムーズに行えるよう、オーディオインターフェイスの導入、会議等の運営について課題が残っている。

また、委員会の事業については、本会執行部の変更に影響されず、継続性をもたせる必要があるため、各委員長合同会議にて「委員の任期満了の際には、各委員会より理事会に対し後任の委員を推薦する」との申し合わせを行った。

2. 各委員会の活動報告

(1) 不動産登記委員会

ア 委員会の開催

7月8日、10月29日の2回開催した。

イ 研修の開催について

8月29日(土)、午後1時から午後4時まで、県会会員向けに、不動産登記委員会主催の研修会(①本人確認(地面師事件の一考察(仮))②司法書士法人のメリット・デメリット(仮))と題して研修会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い研修会を延期した。

ウ 金融機関への修正の申し入れについて

県内金融機関が使用する(根)抵当権設定契約書及び委任状等の書類の補正事項について、会員から情報提供を受けて、県会執行部役員と共に金融機関1行へ修正の申し入れを行った。

(2) 商業登記委員会

ア 桐友会連絡会の利用

商業登記に関する事例等を各会員より募集・検討し、疑義の残る事案等に

については、桐友会連絡会を利用し、法務局と事前に打ち合わせをすることを予定していたが、桐友会連絡会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により本年度は開催されなかった。

イ 研修について

業務研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、商業登記委員会自体の開催が難しかったこともあり本年度は、研修を行えていない。

ウ その他

日本司法書士会連合会の依頼により会社設立等に関する登記申請書・添付書面の作成・取得に関するアンケートを実施した。

(3) 裁判事務委員会

ア 民裁修習の継続について

ゼミ形式で、ディスカッションを重視し、集合研修にこだわった結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、4回予定していた内2回しか開催できなかった。なお、今後、民裁修習での内容をサマリーペーパーにまとめていけばと考えている。

① 11月14日

民裁修習

第2所有権移転登記手続請求事件

担当 仲宗根庸子会員

② 令和3年4月3日(土) 民裁修習

第2所有権移転登記手続請求訴訟

担当 高江洲義直会員

事例報告

担当：上原正一会員

※本民裁修習は、令和2年度に開催予定であったが、新型コロナウイルス拡大の影響により延期した。

イ 研修の実施について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、民裁修習すら満足に開催できなかったため、実施できなかった。

ウ 簡易裁判所代理業務少額事件報酬助成の審査について

1月25日 案内文で会員に活用を呼び掛けた。

審査件数 0件

エ 委員会の開催について

第1回 1月23日(土)午前10時～午前11時 Zoom

第2回 2月09日(火)午後06時～午後07時 Zoom

第3回 3月16日(火)午後06時～午後07時 Zoom

オ 交通事故対策委員会との連携

交通事故特別委員会主催の研修、相談会等に裁判事務委員会の各委員が参加した。

(4) 消費者委員会

ア 「多重債務事件処理の手引き」の改訂について

令和2年度九州ブロック新人研修が、令和3年7月に延期となっているため、本研修に間に合わせすべく、改訂作業を実施中である。また改定後、会員へも配布予定である。

イ 沖縄県多重債務対策協議会及び沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議へ参加意見、提言について

本年度は書面開催となったが、以下のとおり照会を行った。

① 県内給与ファクタリングヤミ金の被害状況及び取り締まり状況

② コロナ禍における借り入れ増加に伴う今後予想される多重債務及びヤミ金被害の増加に伴う対応

ウ 適格消費者団体を目指す「N P O 法人消費者ネットおきなわ」の会議へ参加、不当条項等の情報提供や意見交換

本年度は、参加できなかった。

エ 研修会の開催について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修を行わなかった。

オ 県と関連団体で毎年年末に行っているヤミ金ビラ剥がしへの参加

新型コロナウイルス感染拡大の影響及び予定地域においてビラが少なかった等の理由から中止となった。

カ 消費者教育用のリーフレット改訂に向けた調査、研究等

民法改正による成人年齢の引き下げが 2022 年 4 月 1 日に施行される旨を挿入するなど改訂作業を行った。

キ その他

① 委員会の開催(11月4日、全1回)

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、Zoom 会議による方法で開催した。

② 那覇地方裁判所管轄における破産事件、民事再生事件の統計調査

新型コロナウイルス感染拡大の影響がこれから数字に表れてくることから、前年度に引き続き調査を継続した。

(5) 渉外登記特別委員会

ア 講師を招いての勉強会について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講師を招いての勉強会は開催できなかった。

イ 渉外登記案件の相談窓口の設置について

質問の受付方法、その回答方法、対応した委員への報酬等を含め、検討した。

ウ 書籍の加筆、訂正、補充について

本年度は、発刊した書籍について、加筆、訂正、補充の箇所はなかった。必要があれば随時行う予定である。

エ その他

8月29日(土)「鹿児島県司法書士会第2回全体研修会」にて研修講師を渉外登記委員会で担当した。講師は、浦崎直久研修部長と日高憲一渉外登記委員会委員長で担当した。オフラインとオンラインの併用で研修会が開催されたが浦崎会員は、鹿児島県にて登壇し、日高会員は沖縄からWebにて研修を行った。

例年1月に開催されていた九州ブロック新人研修会にて「渉外登記」研修を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止ため開催が中止された。

(6) 民事信託研究委員会

ア 委員会の開催(1月26日、2月17日)

当委員会では信託を会員に浸透させることを目的としてきていたが、実際に現在信託に取組んでいる会員は多くはない状況にある。しかし、不動産登記簿の中で信託という言葉を見るようになってきた。これからは信託手続きに関わらざる得ない状況が生まれてきている。そこでより具体的に信託の変更手続きなどの事案を通して、その問題点等を積極的に情報提供し、より一層の浸透を図ることが話し合われている。

(7) 交通事故対策特別委員会

ア 委員会の開催

交通事故相談会及び相談センター設置へ向けて委員会を開催した。

①6月24日 ②11月5日 ③1月22日

イ 交通事故相談員を養成するため、連合会主催の交通事故研修会を企画し開催した。

①8月14日 ②8月21日 ③9月11日 ④9月25日

ウ 交通事故相談会に向けて、相談員候補者を対象に物損事故・人身事故の研修会を企画し開催した。

①1月9日（物損事故） ②3月6日（人身事故）

エ 交通事故相談会を開催した。

①3月13日 相談者 3名

(8) 空き家・所有者不明土地対策特別委員会

ア 委員会等の開催

委員会は4回開催した。

その他に、沖縄県独自の所有者不明土地相談会に関する打ち合わせを、内閣府から委託を受けた三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの担当者と2回開催した。

イ 審議員等の推薦

- ① 糸満市空家等対策計画協議会委員として、上原正一会員を推薦した。
- ② 内閣府主催の「沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討会」の検討員として引き続き上原浩一会員を推薦した。

ウ 沖縄県独自の所有者不明土地問題について

① 検討会への出席

「沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討会」に上原浩一会員が検討員として出席して積極的に意見を述べた。それと同時に、本委員会の他の委員も時間の許す限りオブザーバーとして参加し、沖縄県独自の所有者不明土地問題に就いての理解を深めた。

② 研修

前述の検討会の検討結果を踏まえ、所有者不明土地についての研修会を2月27日に開催した。

③ 相談会

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの要請をうけ、特に占有者がいる沖縄県独自の所有者不明土地に関する相談会を2月11日から3月21日の期間に、本会会員の各事務所で原則面談で開催した。

エ その他

「沖縄所有者不明土地連絡協議会幹事会」に担当者が2回出席した。

広報部

昨年度に引き続き、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度の広

報を行った。とりわけ当会の中核機関である「司法書士総合相談センター」に関連して、あらたに設置された「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」及び、市民の相続関連の相談需要の増加に伴い連合会の事業内容に沿った形で設置された「沖縄県司法書士相続相談センター」を含む各相談事業の認知向上に努めた。

また、本年度に施行された「自筆証書遺言書保管制度」の手続において司法書士の役割を県民に告知し、その制度の発信に寄与した。

また会員に対しても、会員が求める情報等の把握に努め、会務情報紙、会報等を通じて、会員に必要な情報を的確に発信した。

本年度は、相談事業の拡大化と、県内でも猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響による相談対応との調整や実施の判断が難しい場面が多々あり、今後は同様の状況となった場合におけるリスク管理やマニュアル等の設置も検討が必要と考える。

新型コロナウイルス感染症の影響による登記業務の減退が予想される中、電話相談や司法書士紹介などをを利用して司法書士を必要とする県民の需要を隅々まで拾い上げることが予想以上にできた広報活動であった。

1. 相談事業の広報について

(1) 「司法書士総合相談センター」の広報について

司法書士総合相談センターにおいては、既設の「なは司法書士総合相談センター」、「やんばる司法書士総合相談センター」があるが、新たに「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」(沖縄市、うるま市)が設置されたことに伴い、現在行っているホームページ等の広告や、新聞広告に、ちゅうぶ司法書士総合相談センターを追加した内容で広報を行った。

(2) 「沖縄県司法書士相続相談センター」の広報について

相続登記の放置による弊害化、遺言等の備置きによる予防法務などの情報の認知の向上があり、その相談件数は増え続けている状況であるとともに、長期相続登記等未了土地解消作業に附隨して法務局から推定相続人に書面が通知されたことにより、法務局から本会への相続相談の配転が増加している。3月1日より「相続相談センター」が設置されたことに伴い、県内二紙に新聞広告を行い、その後に月1度(県内二紙)の定期広告を行っている。

初回広告から一ヵ月で、相続相談センター相談員登録を行っている会員への相談者の配転件数が95件を数え、県内における相続相談の需要の高さを伺わせた。

(3) 交通事故無料相談

3月13日に開催された「物損交通事故無料相談会」について、県内二紙に新聞広告を行った。本件広報により、司法書士の業務分野において物損交通事故も相談可能であることが県民に対して告知できた。

(4) 新型コロナウイルスに関する生活困りごと無料電話相談会

5月24日、6月7日、「新型コロナウイルスに関する生活困りごと無料電話相談会」を開催することに伴い、記者レク、県内新聞二紙及び当会ホームページを利用して広報を行った。

なお、無料電話相談会の記者レクにあたっては、各士業団体に先駆けて行い、事前にマスコミに取材を呼びかけたことにより、夕方のテレビニュースで放映されるなど当会が新型コロナウイルスに起因した生活問題などについていち早く対応をしていることが県民に広く知れ渡った。

2. 広報的相談活動の実施

(1) 役員変更登記はお済みですか月間(5月)

5月からの1か月間、「役員変更登記はお済みですか？」月間として会員各事務所にて無料相談を実施することに伴い、広報・告知のためホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(2) 消費者月間関連事業(5月)

令和2年5月頃の1か月間を「消費者月間」として、各司法書士事務所において無料相談を実施する事に伴い、広報・告知のためホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(3) 法律扶助推進月間(10月)

全国一斉司法書士法律扶助推進月間が、令和2年10月頃に1か月間行われ、それに伴い、広報・告知のためホームページの一般向けお知らせを利用して広報を行った。

(4) 「法の日」無料法律相談会

令和2年10月頃に、県内複数会場において「法の日無料相談会」を開催する予定であったが、県内における新型コロナウイルス感染症拡大のため開催が中止となったことにより広報も行わなかった。

3. 法務局の共催事業の広報について

(1) 「司法書士の日の記念事業」の広報

県内における新型コロナウイルス感染症拡大のため、司法書士の日記念事業としての那覇地方法務局との共催の相続等に関する市民公開講座・無料相談会の開催が中止となったことにより広報も行わなかった。

(2) 相続登記はお済みですか月間(2月)

那覇地方法務局との共催事業である「相続登記はお済みですか月間」の事業として、市民公開講座を開催する予定であったが、県内における新型コロナウイルス感染症拡大のため開催が中止となったことにより広報も行わなかつた。

4. 会報の発行について

本年度は、事業計画どおり年二回の会報発刊を達成した。内容としては、新企画である「沖縄県司法書士の軌跡」をさらに継続し、業務に関連する情報なども発信した。

5. その他の広告について

(1) 「自筆証書遺言法務局保管制度」施行の広告

7月10日より施行された「自筆証書遺言法務局保管制度」について、県内二紙に新聞広告を行つた。本件広報により、県内において遺言保管制度がスタートしたことを県民に幅広く発信することができ、本制度の告知に寄与することができた。

(2) 懸垂幕の設置

懸垂幕が経年劣化によりリニューアルの必要とともに、連合会が推進している相続登記関連の広報をさらに強化するため、懸垂幕の内容を「相続登記相談センター」の広報に改訂した。

(3) 高校生向消費者教育講師派遣について

令和2年度においては、合計九校からの申込があり、消費者委員会との協力のもと9名の会員が総勢2053名の高校生(3年生)に対して、消費者被害の内容を中心に講話を行った。

(4) その他

- ア 令和2年11月13日、第35回沖縄県不動産取引適正申告推進会議が国税事務所で開催され、南部員が出席した。
- イ 令和3年1月20日、相続登記促進及び司法書士制度150周年記念事業ブ

ロック別会議(Web)が開催され、勝俣副会長、伊良皆副会長、上原副会長、名嘉広報部長が出席した。

研修部

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた研修会の中止・延期を余儀なくされた。また、例年スカイプを利用して司法書士会館で行う講義を北部支部・宮古支部・八重山支部の会場へ同時配信して研修を行っていたが、画像・音声の乱れ、通信状況の不具合などがあり、改善を要望する声があった。そのため、今年度はZoomに切り替え、会館で行う研修を各会員が各事務所等のパソコンで視聴できるように改めた。概ね好評を得ているが、質疑応答での会員からの質問が聞き取れないなど、今後の改善課題もある。

以下、令和2年度の研修に関する報告をする。

1. 会員研修

(1) 集合研修

ア 倫理に関する研修

3月20日、中石求名誉会員退職記念講演会「私が思い求めてきた司法書士像」(集合・Web配信)を開催した。

イ 新法・改正法に関する研修

① 8月15日予定していた新しい遺言制度に関する研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期した。

② 10月31日日司連「民事執行法改正に関するWeb研修会」への参加を奨励した。

③ 1月23日、鹿児島県司法書士会主催集合研修会・第1講「配偶者居住権について」(講師:小関彈山形県会会員)、第2講「政府の進めるIT戦略と司法書士業務に与える影響」(講師:小澤吉徳日司連副会長)にWeb配信での受講を奨励した。

④ 3月27・28日日司連「空き家・所有者不明土地と民法及び不動産登記法改正に関する研修会(Web配信)」に参加を奨励した。

⑤ 3月27日一般社団法人日本財産管理協会主催第12回専門実務研修会「相続法改正後の実務において留意すべき点」の開催を案内した。

ウ 不動産登記に関する研修

2月27日、空き家所有者不明土地問題関連研修会(集合・Web配信)第1講「沖縄県の所有者不明土地について」(講師:上原浩一空き家・所有者不明土

地対策特別委員会委員)、第2講「表題部所有者不明土地関連法の改正の動向と事例紹介(認可地縁団体)」(講師:渡口慎也同委員会委員)を開催した。

エ 商業・法人登記に関する研修

1月23日司連業務研修会「事業承継の実務」への参加を奨励した。

オ 裁判実務に関する研修

① 8月14日、エルアコンサルティング株式会社原田功治氏を講師に「第1回交通事故対策特別委員会研修会・弁護士費用特約等補償特約の活用を含む損害保険の知識」(Web配信)、同月21日、岡川敦也大阪司法書士会会員を講師に「第2回交通事故対策特別委員会研修会・交通事故に関する相談を完遂できるための知識」(Web配信)、9月11日、谷嘉浩大阪司法書士会会員を講師に「第3回交通事故対策特別委員会研修会・物損交通事故の事件処理について 事故態様を中心に」(Web配信)、同月25日、上杉直之神奈川県司法書士会会員を講師に「第4回交通事故対策特別委員会研修会・物損交通事故の事件処理について 損害額を中心に」(Web配信)を開催した。

② 10月24日、日司連業務研修会「時効による登記手続請求訴訟の実務」(講師:加藤俊明神奈川県会会員)を同時配信により開催した。

③ 11月14日、仲宗根庸子会員をゼミ担当に民裁修習「民事演習教材第2所有権移転登記手続請求事件」を開催した。また、1月23日に予定していた民裁修習が新型コロナ拡大により延期となり、令和3年4月3日、高江洲義直会員をゼミ担当に「民事演習教材2第2所有権移転登記手続請求事件」、上原正一会員が事例報告担当で開催した。

④ 1月9日、中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長を講師に「交通事故事件研修会・交通事故の事件処理について タイムスケジュールを中心に」(集合・Web配信)、3月6日、中石耕一郎交通事故対策特別委員会委員長を講師に「人身交通事故事件研修会・人身交通事故(むち打ち症)の事件処理について」(集合・Web配信)を開催した。

カ 財産管理業務に関する研修

12月5日、第35回日司連中央研修会「財産管理制度の現在と未来」を同時配信により開催した。

キ 信託に関する研修

一般社団法人民事信託推進センター主催「民事信託実務入門講座」の開催を案内した。

ク 渉外登記に関する研修

開催されなかった。

ケ その他実務に関する研修

- ① 9月12日司法書士による農業支援のための研修会(Web配信)への参加を奨励した。
- ② 9月19日各士業女性合同研修会への参加を案内した。
- ③ 11月28日債務整理実務研修～ギャンブル等依存症の実情を理解する(Web配信)への参加を奨励した。
- ④ 2月13日外国人労働問題に関するWeb研修会への参加を奨励した。
- ⑤ 2月20日令和2年度子どもの権利に関する研修会(集合・Web配信)への参加を奨励した。
- ⑥ 2月27日令和2年度ADR人材養成・事業活性化のための研修会(Web配信)への参加を奨励した。
- ⑦ 3月6日令和2年度仲裁制度研修会(集合・Web)への参加を奨励した。

(2) 支部研修会

開催されなかった。

(3) 連合会主催研修会への参加の奨励

ア 日司連年次制研修会

新型コロナウイルスの影響により開催中止となった。

イ 業務研修会

- ① (訴訟法分野)「時効による登記手続請求訴訟の実務」を同時配信により開催した。

- ② (企業法務分野)「事業承継の実務」への参加を奨励した。

ウ 日司連中央研修会

「財産管理制度の現在と未来」を同時配信により開催した。

エ 中央新人研修

令和2年度合格者が参加した。

(4) 九州ブロック会員研修会への参加の奨励

ア 九州ブロック会員研修会

9月5日宮崎市において開催された第22回九州ブロック会員研修会、テーマ「所有者不明土地問題の解決を担う司法書士の責務」に参加を呼びかけた。

イ 九州ブロック新人研修会

新型コロナウイルスの影響により日司連からブロックへの実施委託が見送られ、開催されなかった。

2. 新入会員研修

(1) 新入司法書士会員配属研修

3月8日から1名の会員事務所において、受講者1名が配属研修を受講し

た。

(2) 新入司法書士会員一般研修会

7月18日、浦崎直久研修部長を講師に「実務上注意すべき点・eラーニングの利用紹介」、福原淳リーガル沖縄支部長を講師に「成年後見業務について」、大城健幸会員を講師に「報酬事例の紹介」、中空潤也会員を講師に「職務上請求の使用について」、本会及び関連団体による「組織紹介」等の研修会を開催した。なお、今回から沖縄県司法書士青年の会も組織紹介を行った。

3. 関連団体との共催

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催により、8月29日・30日に成年後見研修会を、3月11日・26日に成年後見研修会(指定研修)をそれぞれ開催した。

4. 補助者実務研修

3月20日、浦崎研修部長を講師に「法務局における自筆証書遺言書の保管制度について」の研修会を開催した。

5. 本年度の検討課題

(1) 倫理研修の強化に取り組む。

倫理研修として中石求名誉会員退職記念講演会、日司連業務研修会(訴訟法分野)を開催した他、鹿児島県司法書士会主催集合研修会第2講、九州ブロック会員研修会を倫理指定し受講を呼びかけた。また、令和2年度九州ブロック司法書士会協議会モデル事業・司法書士会員の職業倫理研修を補助するチューター養成講座に浦崎直久会員・新城優子会員を派遣した。

(2) 研修取得単位を向上させるため工夫する。

Zoomを使用した配信研修により会員が各事務所等で個別に受講できるようにした。また、相続相談センター相談員の募集にあたり研修取得単位の要件を設けることにより研修受講を促すとともに、併せて日司連eラーニングの利用方法について周知した。

(3) 他専門職能を活用した研修会が開催できるよう取り組む。

研修会開催に至らなかった。

(4) インターネット配信研修について改善を図る。

従来使用していたスカイプからZoomに替え、会員各自が各事務所等で個別に視聴できるようにした。

1. 相談事業の充実

令和2年度は、次のとおり相談事業を行った。

(1) 司法書士総合相談センター

新たに7月から「ちゅうぶ司法書士総合相談センター」を開設し、令和2年度は、次のとおり、司法書士総合相談センター所属相談員が面談及び電話による法律相談を実施した(別紙司法書士総合相談センターネーム簿参照)。

なお、面談相談においては、換気対策、アクリルパーテーションの設置、アルコール類、非接触型体温計等を用意し、相談員及び相談者の新型コロナウイルス感染症への感染予防対策を徹底した。

ア なは司法書士総合相談センター

実施日 定例毎週2回(火曜日・木曜日)14時~16時まで

※5月~6月末までは、毎週水曜日を増枠し、新型コロナウイルスに起因する問題の相談に対応した。

場所 沖縄県司法書士会館内

イ やんばる司法書士総合相談センター

実施日 定例毎月1回(第三水曜日)14時~16時まで

場所 名護市産業支援センター内

ウ ちゅうぶ司法書士総合相談センター

① 沖縄市

実施日 定例毎月1回(第二金曜日)14時~16時まで

場所 沖縄市役所

② うるま市

実施日 定例毎月1回(第三水曜日)14時~16時まで

場所 うるま市役所

エ 離島からの相談

電話相談により、個別に対応した。

(2) 司法書士相続相談センター

司法書士相続相談センターの登録相談員名簿を作成し(別紙司法書士相続相談センターネーム簿参照)、3月1日から、登録相談員事務所への配転を開始した。なお、相続相談センター内(当会会館内、毎週水曜日)での受入れは、令和3年5月からの開始を予定し、その準備を進めた。

また、広報部と連携し、令和4年度の司法書士制度150周年に向けて「相続登記の専門家は司法書士」というイメージをより浸透させるため相続及び相続相談センターの広報活動を行った。

(3) 役員変更登記はお済みですか月間、消費者トラブル対応月間の無料相談会

次の期間、役員変更登記の促進及び消費者トラブルに対応するため、各会

員事務所において、無料相談を実施した。

実施期間 5月1日～5月末日まで

場 所 各司法書士会員事務所

(4) 離島(司法過疎地域)及び養育費に関する相談会の実施

当会及び沖縄県司法書士青年の会との共催により、次のとおり、相談会を実施した。

司法過疎地巡回法律相談会

座間味村

実施日時 11月7日(土) 13時～17時まで

場 所 座間味村コミュニティーセンター

渡嘉敷村

実施日時 11月21日(土) 13時～17時まで

場 所 渡嘉敷村中央公民館

粟国村

実施日時 12月12日(土) 13時～18時まで

場 所 粟国村東ふれあいセンター

(5) 司法書士会員の紹介依頼

司法書士の紹介依頼に対し、最寄りの司法書士を紹介した。

(6) 行政評価事務所主催の相談会

行政評価事務所が主催する次の相談会に相談員を派遣した(別紙担当者割当表参照)。なお、例年「小禄支所」でも行政相談を実施しているが、令和2年度は、庁舎建替え及び新型コロナウイルス感染症の拡大を受け一度も開催されなかった。

暮らしの総合行政相談

実 施 日 定例毎月1回(第3木曜日) 13時～16時まで

場 所 那覇中央郵便局

(7) 市町村及び社会福祉協議会への相談員の紹介、派遣

各支部の協力を得て、那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、糸満市、石垣市、久米島町、読谷村、金武町、今帰仁村、那覇市社会福祉協議会、南城市社会福祉協議会、浦添市社会福祉協議会、北谷町社会福祉協議会、沖縄市社会福祉協議会、中城村社会福祉協議会、沖縄県労働者福祉基金協会(那覇市、北谷町)などの行政機関等が行う相談会に相談員を紹介、派遣した。

(8) 連合会から要請のある相談会

令和2年度は、8月の「司法書士記念事業」で行う相談会、9月の成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部との共催による相談会、10月の法の日事業で行う司法書士無料相談会及び本年2月の「相続登記はお済みですか

月間」事業で行う相談会は、いずれも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談会を中止した。

(9) 空き家・所有者不明土地問題に関する相談会

内閣府が主催する沖縄特有(県、市町村管理地)の「所有者不明土地に関する無料相談会」に相談員を紹介した。

(10) 新型コロナウイルス感染症拡大の問題及び自然災害等への対応

新型コロナウイルス感染症に起因した問題へ対応するため、次のとおり、相談会を実施及び協力した。

ア 日司連主催：「新型コロナウイルスに関する困りごと無料電話相談会」

実施期間 6月5日～10月25日まで

イ 当会主催：「新型コロナウイルスに関する困りごと無料電話相談会」

① 実施日時 5月24日(日曜日)11時～17時まで

場 所 沖縄県司法書士会館

② 実施日時 6月7日(日曜日)11時～17時まで

場 所 沖縄県司法書士会館

(11) 相続登記はお済みですか月間

次の期間、相続登記を推進するため、各会員事務所において、無料相談を実施した。

実施期間 2月1日～2月末日まで

場 所 各司法書士会員事務所

(12) 物損交通事故相談会

交通事故対策特別委員会が主体となって、相談員を募集し、次のとおり、相談会を実施した。

実施日時 3月13日(土曜日)11時～15時まで

場 所 沖縄県司法書士会館

(13) その他(開催されなかった相談会)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、次の相談会が中止となった。

ア 沖縄県消費・くらし安全課主催の無料法律相談会(年2回)。

イ うるま市就職・生活支援パーソナル・サポートセンター主催の「くらし・しごと無料総合相談会」(年2回)。

ウ 沖縄県行政評価事務所主催の「定例の小禄支所での行政相談会」「春の一日行政相談会」、「一日合同行政相談会」。

エ 那覇地方法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所」。

オ 当会と那覇地方法務局共催の「司法書士の日記念事業での講演会・相談会」及び「相続登記はお済みですか月間の講演会・相談会」。

カ 当会とリーガルサポート沖縄支部との共催の成年後見に関する講演会・相談会。

キ 法の日事業として、例年10月に行っている司法書士無料相談会。

ク 沖縄士業ネットワーク主催の「よろず相談会」。

2. 法務局との共催事業

例年共催で行う「司法書士の日記念事業での講演会・相談会」、「相続登記はお済みですか月間の講演会・相談会」及び「全国一斉！法務局休日相談所」への協力は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催されなかった。

3. リーガルサポート沖縄支部との共催事業

例年共催で行う「成年後見制度に関する講演会・相談会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催されなかった。

4. 行政、関連団体及び関係機関との連携強化

(1) 沖縄士業ネットワーク協議会

例年行われている沖縄士業ネットワーク主催の「よろず相談会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催されなかった。

(2) 各自治体との災害協定

那覇市、豊見城市及び糸満市と沖縄士業ネットワーク協議会が締結している「大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定」に基づく相談会は、要請がなかったため開催されなかった。

(3) 三士会

那覇家庭裁判所にて、9月16日、12月15日、3月9日に「成年後見制度利用促進基本計画に関する協議会(三士会)」が開催され、当会相談事業部長が成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部の支部長とともに同会議に参加した。

(4) 法テラス

市民への法的サービス拡充のため、10月の法律扶助推進月間に、会員の協力を得て、法律扶助の利用推進に関する広報活動を行った。

(5) 社会貢献活動及び権利擁護事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、要請がなかつたため、社会貢献活動及び権利擁護等に関する相談会は開催されなかった。

(6) その他

令和2年11月20日、連合会の要請により、司法書士総合相談センター実務担当者会議(Web)が開催され、当会相談事業部長が出席した。